

令和5年8月29日招集

第3回

# 定例総会議事録

加茂市農業委員会

### 第3回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和5年8月29日午前9時30分から下記議案審議のため第3回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

#### 記

第6号議案 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否決定について

第7号議案 加茂市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	長谷川正典 君	3番	小池俊木 君		
4番	西村修市 君	5番	今井和幸 君	6番	梅田守康 君
7番	坂内長市 君	8番	坂上辰彦 君	9番	小林裕一 君
10番	近藤サチ子 君	11番	浅川和夫 君	12番	中野良一 君
13番	諸橋利彦 君	14番	飯岡佐治雄 君	15番	佐藤愛子 君
16番	山田喜良 君	17番	吉村陽介 君	18番	田澤淑子 君
19番	加茂重夫 君				

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

2番 木村雅一 君

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番	近藤喜作 君	加茂2番	飯岡大介 君	下条1番	井上長治 君
下条2番	坂上嘉一郎 君	七谷1番	小柳修一 君	七谷2番	田浦 久 君
須田1番	小林 健 君	須田2番	高橋正明 君		

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 太田 憲之 君 次長 大竹 久範君

議長(加茂重夫君)

(総会の開会)

(開会時刻:午前9時30分)

本日は、ご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

最近の猛暑によりまして体調不良の方もいるかと思いますが、健康に留意されまして稲刈りの方、気を付けて作業してもらいたいと思っております。どうかよろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります。

報告いたします。

本日欠席の通告がありました農業委員は、2番 木村雅一君であります。

ただ今の出席農業委員数は、18名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第3回定例総会を開会いたします。

議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようでございますので、

5番 今井和幸君、6番 梅田守康君を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案の審議に入ります。

採決につきましては、農業委員でおこないますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

最初に、第6号議案「農地法第4条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長太田です。それでは、議案書1ページお開きください。

**【議案朗読後説明】**

番号1の申請地は、加茂川改修の移転により、申請人の父である[ ]が昭和48年9月30日に農家住宅等を建築し現在その相続人である申請人が住んでおります。

配布資料の第6号議案「農地転用関係申請位置図」の2ページをご覧ください。

申請地は、諏訪ノ木橋からJA住寺堀倉庫へ向かう市道に面して所在しています。3ページの更正図をご覧ください。図面上に斜線で囲まれている部分が申請地です。4ページの利用計画図に現在の建物の状況が示されています。

申請内容を農地転用に関する許可基準により確認しますと、

まず、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、申請地の北・西・南側が農地の広がりにつながっており、10ha以上の集団的に存在している農地の一部を構成していますので、第1種農地と判断されます。第1種農地は、転用を許可しない農地として位置づけられていますが、公共性の高い事業に供される場合や、地

域の農業の振興に資する施設の用に供される場合等には、例外的に許可できることになっています。申請案件の転用目的である集落に接続する住宅及び農業用施設に供するための転用は、例外的に転用許可可能であります。

次に「一般基準」について、確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」及び「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、既存の住宅・作業農業用車庫及び倉庫は既に転用事業に供されておりますので、適当であると判断されます。

「計画面積の妥当性」については、申請地の面積と住宅の建築面積を農家住宅の審査基準に照らしてみると、住宅のみで判断した場合は住宅敷地の面積が審査基準の範囲を超えますが、農業用施設の建築面積やその配置から見て、過剰な面積ではなく、妥当であると判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地の周囲に田が所在していますが、現状で営農に支障が生じている様子が無いこと、また、既存の合併浄化槽等の被害防止施設により、現状で周辺地等の利用に支障が生じていないことが現地調査で確認されていることから、今後も支障は生じないと判断できます。

以上によりまして、この案件は、転用許可基準をすべて満たすものと考えられます。

なお、申請に際して、申請人から長期間にわたって違反転用の状態になっていたことを謝罪し、今後は農地法を遵守する旨の内容が記載された始末書が添付されております。

説明は以上でございます。

議長(加茂重夫君)

本議案については、現地調査が行われておりますので、その報告をお願いいたします。

5番(今井和幸君)

5番今井です。

議長(加茂重夫君)

5番今井和幸君

5番(今井和幸君)

8月18日に坂上委員と現地の調査を行なってまいりましたので、その内容をご報告いたします。

申請地の周囲は水田地帯であります。隣地との間には畦があり、排水は浄化槽を使用しています。雨水はすべて排水路に放流されています。適正に事業が行われた場合は、転用事業による周辺農地等への支障は生じないものと考えられます。以上の調査内容から当該案件は、許可相当と判断してまいりました。

報告は以上です。

議長(加茂重夫君)

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

14番(飯岡佐治雄君)

14番飯岡です。

議長(加茂重夫君)

14番飯岡佐治雄君

14番(飯岡佐治雄君)

この書類、始末書なんですが、つけるなどと言いませんが、もしできたら始末書については、会長、会長代理のところまで止めておいて、委員全員のところまでは

議 長(加茂重夫君) 必要ないような気がしたんです。  
 15 番(佐藤愛子君) みなさん意見はございませんか。  
 議 長(加茂重夫君) 15 番佐藤です。  
 15 番(佐藤愛子君) 15 番佐藤愛子君。  
 議 長(加茂重夫君) こういう案件の時、報告で、添付されていましてとの口頭での報告であったよ  
 うな気がするのですが。会議の中で書面として必要かどうか、事務局長からの報  
 告でいいのではないかと思います。  
 議 長(加茂重夫君) 他にありませんか。  
 7 番(坂内長市君) 7番坂内です。  
 議 長(加茂重夫君) 7番坂内長市君。  
 7 番(坂内長市君) 皆さん農業委員なので、一部の会長、会長代理だけで見て確認するのではな  
 く皆さんから見て確認してもらった方がいいと思います。  
 14 番(飯岡佐治雄君) 14 番飯岡です。  
 議 長(加茂重夫君) 14 番飯岡佐治雄君。  
 14 番(飯岡佐治雄君) 自分で自分のことを言うのもおかしいですが、今個人情報もありますが、一般の  
 委員も会長も同じ立場だと思いますが、むやみやたらに広がる懸念もあるかなと  
 思います。  
 10 番(近藤サチ子君) 10 番近藤です。  
 議 長(加茂重夫君) 10 番近藤サチ子君。  
 10 番(近藤サチ子君) 心の中で思っても言えない人もいるかと思しますので、挙手で見てみたいと思  
 うのですが。皆さんの考え方が知りたいと思いました。  
 議 長(加茂重夫君) それでは採決を行います。  
 飯岡さんの方に賛成の方。(つけない)  
 坂内さんの方に賛成の方。(つける)  
 それでは多数決の結果、今まで通りつけることに決まりました。  
 他にありませんか。  
 ないようですので、農業委員による採決をいたします。  
 本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 (全員の挙手あり)  
 挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。  
 次に、第7号議案「加茂市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部  
 改正について」を上程いたします。  
 それでは、事務局の説明をお願いします。  
 はい、事務局長太田です。  
 事務局(太田憲之君) それでは、議案書2ページをお願いいたします。  
**【議案朗読後説明】**  
 一部改正を行う加茂市農業委員会農地移動適正化あっせん基準は、当委員  
 会で農地移動適正化あっせん事業を実施する際の取り決めを定めたものです。  
 このあっせん基準は、国から通知された「農地移動適正化あっせん事業実施要

領」に基づいて制定され、県知事の認定を受けて定めており、一部改正する際も県知事の認定が必要とされています。

第7号議案関係資料3-3 加茂市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正 新旧対照表(案)をご覧ください。右の欄が現行、左の欄が改正後の内容となっております。

配布資料の第7号議案関係資料3-1に、一部改正の主な変更内容について記載してありますのでご覧ください。

主な変更内容は、あっせん事業に関する法令の改正や関連事業の改廃を踏まえた見直しとなっております。

一部改正の理由は、

「ア 農地移動適正化あっせん事業実施要領が令和5年3月30日に一部改正され、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)の施行に伴い、地域計画に関する規定を追加するため。イ 別表1の「経営形態の目標面積」の経営目標を農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に準じて修正するため。ウ その他関連法令等の改正に伴い条項を修正するため。」です。

なお、別表1の経営基準については、今後のあっせんに影響が出ないよう変更しないことといたしました。

これらの変更を反映させた変更後のあっせん基準(案)は、第7号議案関係資料3-2のとおりとなります。

なお、本議案は、加茂市長、三条農業普及指導センター、えちご中越農業協同組合、加茂郷土地改良区、三条土地改良区、白根郷土地改良区へ変更に係る協議を行い、「異議なし」の意見を得ています。

この議案が可決されますと、県知事へ変更認定申請を行いまして、変更認定された後に改正後のあっせん基準が成立するという流れになっております。以上です。

議長(加茂重夫君)

事務局の説明が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。  
(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は可決することに決定いたしました。

ありがとうございました。

以上で本日の議案は全部終了いたしました。

(議案審議終了 午前9時54分)

次に、「事務報告」をお願いいたします。

令和5年7月31日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。

議 長(加茂重夫君)

(事務報告)

【議案3ページの事務報告案件について、担当者から報告】

以上で事務報告が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

なしの声がありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。

これにて、加茂市農業委員会第3回定例総会を終了いたします。

(閉会時刻 午前 10 時 2 分)



令和5年 8 月 29 日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

5 番 委 員

.....

6 番 委 員

.....